

新型コロナワクチン接種を終えられていない方へ

集団接種会場（ゆうゆう館・県庁・大洗海岸病院）の接種終了のお知らせ

現在の予約状況及び接種率を踏まえ、茨城町が設置する集団接種会場（ゆうゆう館）、県庁大規模接種会場及び大洗海岸病院の接種は、11月末をもって終了します。

茨城町の新型コロナワクチン接種率（11月4日時点）

ワクチン接種済み（1回目）接種率	ワクチン接種済み（2回目）接種率
88.37%	81.48%

今後は、町内医療機関においても規模を縮小し、令和4年3月31日までに12歳の誕生日を迎え、新たに接種対象者となった小児の方や疾病等により接種の機会を逃してしまった方のみ接種を実施する予定です。

最新の医療機関における接種実施状況については、町ホームページ、登録制メール配信サービス、町公式Twitterなどでお知らせします。

《予約時の注意事項》

- ワクチン接種は、完全予約制となりますので、必ず予約を行ったうえで、会場にお越しください。
- インフルエンザなど他のワクチンを接種する場合、その前後2週間の間隔をあける必要があります。
- ワクチン接種は、セット予約となっています。必ず2回分のご自身の予定を確認の上、予約をお願いします。
※規模を縮小するため、キャンセルした場合、再予約は難しくなります。ご注意ください。
- 限りあるワクチンを有効に活用し、無駄を防ぐため、体調不良などのやむを得ない場合を除き、予約キャンセルはご遠慮くださいますようお願いいたします。

新型コロナワクチンの3回目接種について

国から、ワクチンの3回目接種実施に関する方針が示されたことから、今後、茨城町も国の方針に基づき順次計画を進めていきます。3回目の接種は、2回目の接種日から8か月以上経過してから接種することとされています。

3回目の接種券の発送時期や接種会場について、今後詳細が決まり次第、町ホームページ、登録制メール配信サービス、町公式Twitterなどでお知らせします。

..... 新型コロナワクチン接種予約方法

集団接種会場の終了や町内医療機関の規模縮小にあわせ、11月16日(火)以降、予約方法が変更になります。今後は、コールセンターでの電話予約のみとなります。

令和4年3月31日までに12歳の誕生日を迎える方の接種券は、誕生日を迎えた月の翌月に発送します。早めに接種券の発送を希望する方は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室までお問い合わせください。

☎ 電話で予約をする

茨城町新型コロナワクチン接種予約相談センター（コールセンター）

電話番号 0570-053-567

受付時間 午前9時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）



【問合せ先】健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎ 029-297-8110（直通）

茨城町国民健康保険加入の方へ 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額(下表)を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費の支給対象となる方には、病院受診の約3か月後に高額療養費支給申請書及び請求書を送付します。

自己負担限度額（月額） 【70歳未満の方】

所得 ※1 区分		3回目まで	4回目以降 ※2
住 民 税 課 税 世 帯	901万円超	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1 %	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費－558,000円) × 1 %	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費－267,000円) × 1 %	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住 民 税 非 課 税 世 帯		35,400円	24,600円

※1 所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等のことです。

※2 過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がります。

【70歳以上75歳未満の方】

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得 ※3 690万円以上)	252,600円＋(医療費－842,000円) × 1 % (4回目以降 ※4 140,100円)	
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円＋(医療費－558,000円) × 1 % (4回目以降 93,000円)	
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円＋(医療費－267,000円) × 1 % (4回目以降 44,400円)	
一般 (課税所得145万円未満等)		18,000円 (8月～翌年7月の 年間限度額144,000円)	57,600円 (4回目以降 44,400円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯)		8,000円	15,000円

※3 課税所得とは、住民税課税所得のことです。

※4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がります。

病院窓口での支払いを自己負担限度額までにするには、「限度額適用認定証」が必要です。

下記の方は交付された限度額適用認定証を病院窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の方

＜申請に必要なもの＞

- 国民健康保険被保険者証 ○印鑑 ○来庁する方の身分証明書（運転免許証等）
- マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分）
- 世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁する場合）

※住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

※70歳以上75歳未満の方で一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。

※国民健康保険税に滞納があると、交付できません。

※有効期限は毎年7月31日までとなっています。引き続き認定を受けるためには、再度申請が必要です。

※10月から開始されたオンライン資格確認（マイナンバーカードを使つての受診）を利用の場合は、限度額適用認定証の必要はありません。

安い！安心！ ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎029－240－7113（直通）

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施しています

後期高齢者医療被保険者を対象に、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、ぜひご利用ください。

○実施期間

9月1日(水)～12月31日(金)（歯科医療機関の休診日は除きます）

○対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の方

- ・昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方
- ・昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方
- ・昭和10年4月1日～昭和11年3月31日生まれの方

※対象の方には、8月中旬に健診の案内を送付しています（施設等の入所者等は除く）。

※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

○健診内容

口腔内の状態を確認する検査や口腔機能評価など

※入れ歯の方も受診できます。

○受診場所

健診の案内と併せて送付している「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029－309－1212



地域の愛のキューピットになりませんか？

縁むすび「きらりキューピット隊」を募集します

令和3年9月1日にオープンした「きらりキューピット結婚支援センター」は、会員が徐々に増え、会員同士のお見合いから交際に発展する方も出始めています。

町ではさらに地域をあげて独身男女の結婚活動を支援していくために、お節介で世話好きな方の会を立ち上げました。後押ししてもらわないと結婚活動に踏み込めない独身男女の強い味方を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

- ▶活動内容 結婚希望者に関する情報収集や結婚支援センターへの独身男女の加入促進、会員同士の情報交換など
- ▶応募条件 町内に在住する20歳以上の結婚相談事業を生業としていない方
- ▶募集期間 12月17日(金)まで
- ▶募集人数 5名から10名程度
- ▶そ の 他 活動はボランティアのため、できる範囲で構いません。また、報酬などは発生しません。

【応募・問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029－246－5117（直通）
メールアドレス kirari@town.ibaraki.lg.jp

あなたの地域の
縁むすび役に
なりませんか？



一般健康診査(追加健診)を実施します 予約制のため 事前予約が必要です！

令和３年度の一般健康診査(集団健診)は、町民の皆様安心して健診をお受けいただくため「**完全予約制**」とさせていただきます（密を避けるため１日に受けられる人数を制限しています）。

申込期間内に茨城県総合健診協会健診予約センターへお申し込みが必要です。予約されない方は、一般健康診査(集団健診)を受けることができません。皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。



■ 日 程 ４日間

月 日（曜日）	健診日受付時間
1月18日(火)、20日(木)、22日(土)、26日(水)	午前９時30分～11時30分、午後１時30分～３時30分 (30分毎時間指定)

■ 場 所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター

■ 地 区 全日とも全地区を対象

■ 申込方法（定員に達した場合は、申込期間内でも受け付けることはできません）

① **WEB申込（24時間対応） 町ホームページまたは右のコードからお申し込みください。**

申込受付期間 12月1日(水) 午前９時～12月24日(金) 午後６時

初めてご利用の方は「利用登録」が必要となります。

② **電話申込 茨城県総合健診協会健診予約センター ☎ 0570-077-150（オペレーターが対応します）**

申込受付期間 12月3日(金)、12月4日(土)

午前９時～午後５時

予約開始時は混雑が予想されます。また、期間内に定員に達することが予想されますので、お早めにお申し込みください。

電話予約の際はメモをご用意ください。

WEB・電話申込は、９月24日以降に転入された方やカナ氏名が一致しないなどの理由で、利用登録や申し込みができない場合があります。町から送付された受診券記載のフリガナをご確認いただくか、健康増進課へお問い合わせください。

③ 定員に達しない場合は、下記の日程でも申し込みを受け付けます。

申込受付期間 12月7日(火)～12月24日(金)

午前８時30分～午後５時15分(土・日・祝日を除く)

申込方法 電話・窓口

問合せ・申込み先 健康増進課 ☎ 029-240-7134(直通) （町総合福祉センター「ゆうゆう館」内）

保 険 課 ☎ 029-240-7113(直通)

■ 予約が正常に完了した場合は、健(検)診日の１週間前までに予約票を発送します。届かない場合はご連絡ください。

■ **検査項目（詳細は６月に緑色の封筒で送られたリーフレットを確認ください）**

一般的な健康診査	生活習慣病予防健診 1,000円、国保 1,000円、 後期高齢 無料（ただし、追加項目を希望する場合は別途料金がかかります） ※社会保険被扶養者は、ご加入の医療保険者等に受診の可否・料金等をご確認ください。	
肺がん検診 (胸部レントゲン)	40歳以上の方	無料
大腸がん検診	40歳以上の方	300円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の過去未受診の方	500円

健診を予約された方は、健診日当日にお申し込みいただけます。

■ **持 ち 物** 町発行の**各健康診査受診券、健康保険証、個人負担金、予約票、質問票等(国保・後期高齢の方のみ)**
社会保険被扶養者は、医療保険者等から発行された**特定健康診査受診券**も必要です。

■ そ の 他

○新型コロナウイルス感染症の状況、不測の事態により、日程が変更・中止になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、健(検)診の状況については、お手数ですが町ホームページなどをご確認ください。

○当日体調がすぐれない方は、受診をお断りします。また、マスクの着用をお願いします。

○新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、受診延期もご検討ください。

○国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方は、「一般的な健康診査」(特定健診)を指定の医療機関で受けることもご検討ください。ただし、集団検診の内容と異なる場合がありますので、医療機関にお問い合わせのうえ、受診をお願いします。

○町の補助を利用し人間ドックを受けた（受ける予定の方含む）方、すでに健診を受けた方は申し込みできません。

○健(検)診の詳細については、お手元に届いているリーフレット（健康診査・がん検診のご案内）をご確認ください。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通） 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）
（町総合福祉センター「ゆうゆう館」内）

いい みらい

11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人ひとり、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

▶ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができる、日本年金機構のサービスです。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、水戸南年金事務所までお問い合わせください。

【インターネットの利用が難しい方】

茨城町保険課（１階５番窓口）でご自分の年金記録を確認できます。①公的機関発行の顔写真つき本人確認証明書、②基礎年金番号またはマイナンバーの分かるものをご持参ください。

※旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

※年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録、受給見込額などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

＜国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！＞

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和３年中（令和３年１月１日から令和３年12月31日）に納められた保険料の全額です。

なお、ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

日本年金機構から下記のスケジュールにより「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対 象 者
令和３年11月上旬	令和３年１月１日から令和３年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和４年２月上旬	令和３年10月１日から令和３年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 〔 令和３年１月１日から令和３年９月30日までの間に納付 〕 された方は除きます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にもしっかり味方となる制度です。保険料の納め忘れのないようご注意ください！

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3253
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

～ 自宅でも確定申告書を作成できます！～

「e-Tax説明会」を開催します

給与や公的年金の確定申告をされる方を中心に、自宅からe-Taxを使用して確定申告を行うための説明会を、下記のとおり開催します。

日 時 12月9日(木)、10日(金)、13日(月)
午前10時、11時、午後1時、2時（1日あたり4回開催）
場 所 茨城町役場2階 第1・第2会議室

説明会では、マイナンバーカードを利用したマイナポータルの設定方法や、スマホによる確定申告書作成コーナー（e-Tax）を利用した申告について、小冊子を配布して案内します。

是非説明会にお越しいただき、令和3年分所得税の確定申告は、ご自宅からe-Taxで申告していただきますようお願いします。

※混雑状況によっては、資料配布のみとさせていただく場合がありますのでご了承ください。
※感染症防止対策として、マスク着用、手指の消毒にご協力をお願いします。咳、発熱等の症状がある方は入場をお断りします。

【問合せ先】 水戸税務署 個人課税部門 ☎ 029-231-4201(直通)
茨城町税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114(直通)

令和3年分申告用 所得税や住民税の「障害者控除」

「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がい、または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

▶対 象 次の1と2を満たす方

- 1 町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
- 2 介護保険制度の要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けており、町の基準に該当する方。
※「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は、手帳で控除の申告をする事ができますので、申請の必要はありません。

▶申請について

申 請 者 控除対象者（本人）または親族
受付期間 令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)
窓 口 長寿福祉課（1階4番窓口）
持参する物 控除対象者の印鑑（親族の申請は、親族者印が必要）
介護保険被保険者証
手 数 料 無料
交 付 後日郵送（12月受け付け分は、令和4年1月以降送付予定）
※即日交付はできません。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407(直通)

茨城町産メロンが茨城県青果物銘柄産地10回目の指定を受けました

水戸農業協同組合茨城町メロン部会のメロンが10回目の茨城県青果物銘柄産地指定を受け、10月11日(月)に、茨城県県央農林事務所で指定証交付式が執り行われました。

茨城県青果物銘柄産地制度は、高品質で信頼性・安全性が市場で高く評価されている青果物産地を指定する制度で、茨城町メロン部会のメロンは昭和62年から指定されています。

例年3月頃から7月頃まで、直売所をはじめ、各スーパーやインターネット販売も実施しています。シーズンになりましたら、是非ご購入ください。



【問合せ先】 農業政策課 ☎ 029-240-7118(直通)

税務課からのお知らせ

土地・家屋の現地確認を行っております！

固定資産税の対象となる土地・家屋は、基準日である毎年1月1日の現況に基づき課税されます。税務課では、課税台帳と現況を照合するため、町内の土地・家屋の調査を随時行っています。ご理解とご協力をお願いします。

また、以下に当てはまる場合はご連絡ください。
・家屋を新築、増築したとき
・家屋を取り壊したとき
・土地の利用状況を変更したとき（太陽光発電施設用地など）

新築・増築の家屋調査にご協力ください！

居宅や物置、車庫などを新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。税務課では、税額の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

調査に当たっては、家屋の完成後、ご案内のお手紙や訪問等で所有者へ連絡し、日程を調整します。調査当日は所有者もしくは代理の方の立会いのもと、30分～1時間程度を予定しています。

調査時にご用意いただくもの

- ・家屋の立面図、平面図の写し
- ・建築確認済証、建築仕様書一式、認印、マイナンバーの確認できるもの
- ・長期優良住宅認定通知書の写し（認定を受けた方のみ）
- ・工事請負契約書の写し（本体施工が町内業者の方のみ）

【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114(直通)



認定こども園

認定こども園

12月

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定が変更になる場合があります。

Table with 7 columns: Day, Month, Tuesday, Wednesday, Thursday, Friday, Saturday. Rows include activities like Christmas preparations, parent meetings, and school events.

長岡幼稚園 活動時間 午前10時～11時... 沼前幼稚園 活動時間 午前10時～11時... まさみ幼稚園 活動時間 午前9時～午後2時... 飯沼こども園 活動時間 午前10時～午後6時... いばらき幼稚園 活動時間 午前10時～午後6時... さくらこども園 活動時間 午前10時～午後6時...

「税を考える週間」について

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」としています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しているほか、ツイッターによる情報発信も行っています。

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。また、所得税の確定申告にはスマホ申告が便利です。次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からスマホでe-Taxをご利用ください。



国税庁の取組紹介



スマホで確定申告(e-Tax)

【問合せ先】 水戸税務署 ☎029-231-4214（代表）

飲むあなた 飲ませたあなた 同じ罪 年末の交通事故防止県民運動

12月1日(水)～12月15日(水)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故の多発が懸念されるほか、飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付け、交通事故の防止に努めましょう。

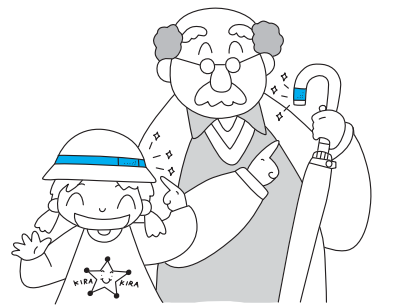
確認しよう！運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止（特に横断歩行者の保護）
夕暮れ時と夜間の交通事故防止
飲酒運転の根絶

【問合せ先】 地域政策課 ☎029-215-8003（直通）

お出かけのときは反射材の着用を忘れずに！

- 歩行中の死亡事故の最も多い時間は？ ⇒ 午後6時～8時
どんな場合に事故が多いの？ ⇒ 道路横断中が約8割
どこで事故が多いの？ ⇒ 自宅付近（500m以内）が約半数
反射材は付けていたの？ ⇒ 98.5%の方が付けていませんでした！



ご近所へのちょっとした外出でも、タスキやリストバンドなど、反射材を身に付けましょう！

【問合せ先】 茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室 ☎029-301-2842

「Nursing now in IBARAKI ～看護の心をみんなの心に～」開催のお知らせ

茨城県看護協会では、中学生・高校生に看護の心に触れていただき、「看護への道」へ進んでいただくきっかけとなるよう、「Nursing now in IBARAKI ～看護の心をみんなの心に～」をオンラインで開催します。
新型コロナウイルスを乗り越え、そして、高齢社会を支えていくためには、看護の心、助け合いの心を私たち一人ひとりが分かち合い、そして、次の世代に受け継いでいく必要があります。さまざまな配信コンテンツや企画を随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

▶内 容 中学生・高校生等向けの動画やメッセージ、クイズなどをオンデマンド無料配信
※茨城県看護協会ホームページ・YouTube から配信
その他、情報発信や参加型の企画もあります。皆様からの応募をお待ちしています。

▶配信期間 令和4年3月まで
※コンテンツ配信期間は、新型コロナウイルス感染拡大状況により変更となる場合があります。



配信はこちらから

配信コンテンツ

① オンライン座談会

高校生、看護学生、現役看護職を囲んで、「先輩からのアドバイス」や「看護職になっての喜び」などを語り合う座談会を開催します。

③ ナースクイズ

気軽に看護の知識にふれてもらえるよう、看護職に関するクイズを出題します。正解者の中から抽選で看護の日グッズをプレゼントします。

⑤ ラッピングバス

中高生をはじめ、広く看護職をPRすることを目的に、**ラッピングバス茨城県看護協会号**を、茨城交通株式会社様と共同のうえ制作しました。今年度はデザインを刷新し、主に水戸市内と周辺市町村を10月より運行しています。

② 「Nursing now 元気の歌」ダンス

日本看護協会では、「Nursing now 元気の歌」のダンスを制作しました。県民の皆様が、実際に踊っていただいた動画をホームページに掲載します。県内高校・大学ダンス部や看護職員の方のご応募をお待ちしています。

④ 看護職になるための情報発信

看護職になるための有益な情報（職能別資格取得方法、奨学金情報、県内看護師等養成機関情報など）をリーフレット等にまとめ、県内高等学校へ送付します。

⑥ 応援ビデオメッセージ

県内にゆかりのある著名人から、コロナ最前線で活躍している看護職や、これから看護職を目指す若者への応援メッセージを掲載します。

▶主 催 茨城県・公益社団法人 茨城県看護協会

【問合せ先】 公益社団法人 茨城県看護協会・茨城県ナースセンター
☎ 029-221-7021

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働保険とは、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

○労災保険とは

業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。
また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

○雇用保険とは

労働者が失業した場合や、労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行います。また雇用保険には、雇用調整助成金などのように、事業主等に支給される各種助成金もあります。

法律により農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。また、アルバイト・パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。
保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城労働局 労働保険徴収室
☎ 029（224）6213

茨城県最低賃金が

「時間額879円」に引き上げられました

茨城県最低賃金は、令和3年10月1日（金）から時間額879円（28円引上げ）に改定されました。年齢やパート・学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城労働局 賃金室
☎ 029（224）6216

【お知らせ】

最低賃金引上げに向けた事業者（特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業・小規模事業者）への支援として、次の相談窓口や助成金が利用できます。

▼専門家による無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター
☎ 0120（971）728

▼業務改善助成金

右記センターまたは茨城労働局雇用環境・均等室
☎ 029（277）8294

全国健康保険協会（協会けんぽ）加入の皆さまへ ご家族が扶養から外れたら手続きが必要です

健康保険では、ご家族が被扶養者の条件を満たさなくなった場合、被保険者（お勤めされているご本人）の会社を通して、被扶養者から外す手続きを行っていただく必要があります。その際は、保険証も速やかに、会社にご返却をお願いします。

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけています。

詳しくは「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。
茨城労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayosehoushi/>

【問合せ先】 茨城労働局 雇用環境・均等室
☎ 029（277）8295

【問合せ先】 協会けんぽ茨城支部 業務グループ
☎ 029（303）1582

被扶養者の条件を満たさなくなった場合とは、就職したときや別の扶養家族になったとき、75歳以上になったとき、年間収入が130万円（60歳以上は180万円）以上となったときなどです。
また、10月に被保険者の会社へ、扶養の加入状況の確認作業をお願いします。皆様のご協力をお願いします。

防災行政無線の放送内容の確認にご利用ください

登録制メール配信サービス

放送内容を、放送と同時にメールで配信します。

登録用二次元コードはこちら↓



防災行政無線テレフォンサービス

放送内容が、自動音声で流れます。

☎ 0800(800)8848(無料)

また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ

☎ 029(240)7125(直通)

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマーク・ヘルプカードを無料で配布しています。

▼配布場所 社会福祉課

(窓口で申請書をご記入いただきます)

▼必要なもの

障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証、母子健康手帳等、申請事由が確認できるもの(手帳等をお持ちでない場合はご相談ください)

※ヘルプマーク及びヘルプカードは1人につき各1つまでの交付となります。

【問合せ先】 社会福祉課

☎ 029(240)7112(直通)

あなたも里親になりませんか

里親になってくださる方を広く募集しています。

親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子どもに、里親による温かな家庭的養護を積極的に推進しています。

里親制度について関心をお持ちの方は、是非お問い合わせください。

【問合せ先】

児童家庭支援センターあいびー

(茨城県里親制度等普及促進・リクルート事業委託)

☎ 029(291)3770

アイヌの方々からさまざまなご相談をお受けします

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

▼相談専用電話

アイヌの方々のための専用フリーダイヤル
☎ 0120(771)208

▼受付 月曜日～金曜日

(※祝日、12月29日～1月3日を除く)

▼時間 午前9時～午後5時

●相談無料

●匿名可

●秘密厳守

※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

【問合せ先】

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

☎ 03(5777)1802

開発行為の工事完了検査のご案内

都市計画法の規定により、住宅等を建築するため開発行為の許可を受けた方は、工事完了後、開発許可を受けた内容通り施工されているか確認する完了検査を受けることが義務付けられています。

開発工事が完了しても、検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増改築、相続、売買の際に支障が生じる場合がありますので、完了検査を受けるようお願いいたします。

【問合せ先】

茨城県土木部都市局建築指導課

県央建築指導室

☎ 029(301)4787(直通)

「広報いばらき」に 広告を掲載しませんか？

有料にて広告を掲載することが可能です。
詳しくは、町長公室 秘書広聴課まで
ご連絡ください。

☎ 029-240-7126(直通)

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748